

防府市工事検査規則取扱要領

平成11年8月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市工事検査規則（平成8年防府市規則第7号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、規則の施行について必要な事項を定めるものとする。

(検査の範囲)

第2条 工事の検査の範囲は、検査の依頼がある場合を除き、規則第1条に定められた工事とする。

(中間検査)

第3条 規則第2条第3項に定める中間検査は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 営繕工事の場合

ア 建築工事、機械設備工事、電気設備工事の各工事の共通仕様書及び監理指針等に定められている確認事項のほか、検査員が検査において必要と認める事項について行うものとする。

イ 建築工事は原則として、建築確認の合理化及び建築士の設計範囲に定められている、一級建築士でなければ設計できない建築物の次に掲げる工種等について、中間検査を行う。ただし、検査員が中間検査の必要がないと認めたものは除く。

(ア) 杭打工事においては、杭打込後で、上部工事に着手する前

(イ) 鉄筋・型枠工事においては、鉄筋組立又は型枠組立後で、コンクリートを打設する前

(ウ) 鉄骨工事においては、鉄骨組立後で次の工種に着手する前

(2) 土木工事の場合

ア 山口県土木工事共通仕様書及び各種共通仕様書、指針等に定められている確認事項のほか、検査員が検査において必要と認める事項について

行うものとする。ただし、検査員が中間検査の必要がないと認めたものは除く。

(乙検査)

第4条 乙検査は、規則第3条第3項に規定するもののほか、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務についての検査をいう。

2 前項の検査後の処理については、規則第9条を準用する。

(提出及び必要書類)

第5条 規則第5条第1項に規定する必要と認められる書類は、工事施工場所（位置）及び工事内容通知書に記載された事項が説明できるものをいう。

2 規則第6条第2項に規定する検査員が必要とする書類は、次に掲げるものをいう。

(1) 契約書及び設計図書

(2) 考査項目別チェック表、部分払金調書、工事日誌、材料搬入簿、工事写真、各種試験成績資料、工事打合簿、監督員指示書、報告書、保証書、出来形及び品質管理図、承認図書、官公署の認可証、発生品引継書その他検査に必要なもの

3 規則第6条第4項に規定する検査員が必要とする書類は、乙検査工事成績書（第1号様式）、乙検査評価考査基準（第2号様式）、契約書又は請書、設計図書及び前項第2号に掲げるもののうち、考査項目別チェック表を除いたものとする。

4 前項の規定にかかわらず、災害応急対策に関する災害復旧工事について、規則第6条第4項に規定する検査員が必要とする書類は、契約書、設計図書、工事写真その他検査に必要なものとする。

(立会い者)

第6条 規則第7条第2項に規定する工事担当職員とは、工事担当課の係長以上の職員をいい、係長相当職を除く。

(関係書類)

第7条 規則第8条第1項に規定する関係書類は、山口県における土木工事等の検査基準並びに国土交通省その他各省庁による各工事共通仕様書、施工指針及びこれらに附隨する文書のほか、甲検査については第5条第2項第2号に定める書類とし、乙検査については第5条第3項に定める書類とする。

(検査結果の提出)

第8条 規則第9条第2項本文の工事検査調書の提出は、防府市事務決裁規程(昭和58年防府市訓令第2号)別表第二による。

- 2 乙検査については、規則第9条第2項に規定された工事検査調書のほか、乙検査工事内容及び成績評定点報告書(第3号様式)を作成し、検査後速やかに工事検査監に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第9条 工事検査監は、規則第9条第5項の規定により検査の復命を受け、適正と認めたときは、工事成績評定結果通知書(第4号様式)及び項目別評定表(第5号様式)を作成し、原本を工事担当課長に回付する。

- 2 工事担当課長は、工事成績評定結果通知書の回付を受けたときは、当該通知書を複写し、原本を当該工事の請負者に速やかに送付し、通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 前条第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定に係る説明請求書(第6号様式)により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 前項の説明の請求は、工事担当課においてこれを受け付け、工事検査監に回付するものとする。
- 3 工事検査監は、説明請求書の回付を受けたときは、工事成績評定に係る説明請求回答書(第7号様式)を作成し、原本を工事担当課長に回付する。
- 4 工事担当課長は、工事成績評定に係る説明請求回答書の回付を受けたときは、当該回答書を複写し、原本を当該工事の請負者に速やかに送付し、回答するものとする。

附 則

この要領は、平成11年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施し、同日以降に契約を締結するものに適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から実施する。

第1号様式

工事成績書(乙検査)

監督員	係長	補佐	課長	部次長	部長
工事番号		工事場所	地内		
工事名				設計金額	
請負者				請負金額	
工事評定点					
項目	細目	工事担当課	検査員		
① 施工体制	施工体制一般				
	配置技術者				
② 施工状況	施工管理				
	工程管理				
	安全対策				
	対外関係				
③出来形及び出来ばえ	出来形				
	品質				
	出来ばえ				
④高度技術					
⑤創意工夫					
⑥社会性等					
加減点小計		ア		イ	
評定点計	65+ (ア*0.5 + イ*0.5)	ウ			
備考 (所見)	(監督員及び工事担当課)				
上記のとおり検査したので、報告します。					
令和 年 月 日					
監督員					
検査員					

工 期	着手	令和 年 月 日
	完成	令和 年 月 日
完成年月日	完成日	令和 年 月 日

乙検査 評価考査基準（チェック表）

(その1)

項目	細目	良好		標準		やや悪い		不良	
		監督員	検査員	監督員	検査員	監督員	検査員	監督員	検査員
① 施工体制	I 施工体制一般	施工計画が適切であり、建設業退職金制度の主旨を理解している。又、作業分担も施工体系図で確認できる。		他の事項に該当しない。		施工計画が適切でなく、建設業退職金制度の主旨も理解していない。又、施工体系図がなく作業分担が確認できない。		施工計画が不備で、監督員が文書により、2回以上改善を指示した。	
		2.0		0.0		-1.0		-2.0	
	II 配置技術者	現場代理人として工事全体の把握ができるており、監督員との連絡調整がよい。又契約書、設計図書、指針等をよく理解し現場に反映して工事を実施した。		他の事項に該当しない。		現場代理人として工事全体の把握ができるいなかった。監督員との連絡調整もやや悪かった。又、契約書、設計図書、指針等の理解もやや悪かった。		現場代理人として工事全体の把握ができるいなかった。また、監督員との連絡調整も悪かったため、監督員が文書により、2回以上改善を指示した。	
		2.0		0.0		-0.5		-2.0	
② 施工状況	I 施工管理	施工計画書と現場施行方法が一致しており日常の出来形管理、品質管理が適時、的確に行われていた。又、現場内の整理整頓もよかったです。		他の事項に該当しない。		施工計画書と現場施行方法が一致していなかった。又、日常の出来形管理、品質管理も的確でなく、管理図にやや不備が見受けられる。		施工計画書と現場施行方法が一致していなかった。又、日常の出来形管理、品質管理も的確でなかったため、監督員が文書により、2回以上改善を指示した。	
		2.0	4.0	0.0	0.0	-0.5	-1.0	-2.0	-4.0
	II 工程管理	時間制限、片側交互通行等各種制約があるにもかかわらず、工期の短縮を行った。又、地元調整もよかったです		他の事項に該当しない。		工期内に完成したが、工程管理が悪かった。		工程管理が悪かったため、監督員が文書により、2回以上改善を指示した。	
		2.0		0.0		-1.0		-2.0	
	III 安全対策	安全対策の取り組みがよく、現場での実践状況がよかったです。		他の事項に該当しない。		安全対策の取り組みが悪かった。又、現場での安全対策が実践されていなかった。		安全対策の取り組みが悪く現場で実践されていなかったため、監督員が文書により、2回以上改善を指示した。	
		2.0		0.0		-0.5		-2.0	
	IV 対外関係	対外関係が良好で、苦情処理に的確に対応していた。※該当がない場合は「普通」とする。		他の事項に該当しない。		対外関係がやや悪く、苦情もやや多かった。※該当がない場合は「普通」とする。		対外関係が悪く、苦情も多かったため、監督員が調整を行うことがあり、文書により、2回以上改善を指示した。	
		2.0		0.0		-0.5		-2.0	

該当する評価欄に、監督員は○印、検査員は×印を記入すること。

乙検査 評価考査基準（チェック表）

(その2)

項目	細目	良好		標準		やや劣る		不良	
		監督員	検査員	監督員	検査員	監督員	検査員	監督員	検査員
③出来形及び出来ばえ	I 出来形	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。		出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、他の事項に該当しない。		出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、ばらつきがある。又、監督員が文書で改善を指示した。		出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、ばらつきがある。又、契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
		1.0	4.0	0.0	0.0	-0.5	-1.5	-1.0	-4.0
		品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。		品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足し、他の事項に該当しない。		品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。		品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
	II 品質	コンクリート構造物にクラックがない。		進行性又は有害なクラックがなく、クラックに対して適切な処置が行われている。		進行性又は有害なクラックがあり、無処理である。		進行性又は有害なクラックがあり、無処理である。	
		2.0	5.0	0.0	0.0	-0.5	-2.0	-2.0	-5.0
	III 出来ばえ	通りがよく、また、仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい。		他の事項に該当しない。		通り、端部の処理がやや悪い。また、全体的に仕上げ、美観がやや悪い。		通り、端部の処理が悪い。また、全体的に仕上げが悪く、美観が悪い。	
			2.0		0.0		-0.5		-2.0

該当する評価欄に、監督員は○印、検査員は×印を記入すること。

※災害応急対策に関する災害復旧工事については、成績評価を行わない。

第3号様式

乙検査 工事内容及び成績評定点報告書

令和 年 月 日			
工事検査監 様			
○○課長			
工事番号			
工事名			
工事場所	地内		
設計金額		請負金額	
前払金			
契約年月日	令和 年 月 日	区分	
工期	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日 まで
監督員		検査員	
請負者	住所		
	氏名		
現場代理人		主任(監理)技術者	
工事概要			
検査年月日	令和 年 月 日	工事成績評定点	点
備考(所見)			

添付書類：位置図

第4号様式（第9条関係）

工事成績評定結果通知書

防工検評定 第 号
令和 年 月 日

（工事請負者）

様

防府市長

貴社が受注した工事について、評定した結果を、下記の通り通知します。
評定結果に疑問があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に、その疑問の旨を付して書面により、説明を求めることができます。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

4 完成技術検査年月日

令和 年 月 日

5 工事成績評定

評定点 _____ 点
(項目別評定点は、別紙のとおり)

6 工事成績評定に係る説明請求（第6号様式）は、工事担当課に請求してください。

（注）通知を受けた日とは、「この通知書が到達した日」をいう。

第5号様式（第9条関係）

項目別評定表

工事名

考查項目・細目		評価点／満点
施工体制	I．施工体制一般	点／0.75点
	II．配置技術者	点／0.90点
施工状況	I．施工管理	点／3.25点
	II．工程管理	点／2.60点
	III．安全対策	点／3.90点
	IV．対外関係	点／0.90点
出来形 及び 出来ばえ	I．出来形	点／5.60点
	II．品質	点／8.10点
	III．出来ばえ	点／2.50点
高度技術	高度技術力	点／3.00点
創意工夫	創意工夫	点／1.50点
社会性等	地域への貢献等	点／2.00点
加減点小計		点／35.00点
基本評定点（65点+加減点小計）		点／100点
法令遵守等（減点のみ）		点
VE評価（VE追加点+5点）		点
評価点（四捨五入による整数）		点

第6号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

（宛先）防府市長

（工事請負者）

住 所

氏 名

印

工事成績評定に係る説明請求書

令和 年 月 日付で、通知のありました下記工事成績評定の内容について、下記のとおり説明を求めます。

記

1 工事名

2 施工場所

3 説明要求事項

（請求事項を具体的に記述すること。）

第7号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

(工事請負者)
様

防府市長 印

工事成績評定に係る説明請求回答書

令和 年 月 日付けで、貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 疑問に対する回答